

[プライバシー保護について]

報告者：島田裕充 角津仁志

[テーマ]

インターネットの急速な普及に伴い、プライバシー保護について関心が高まっている。プライバシーの問題は従来から存在はしていたが、90年代後半の情報通信技術の発展やインターネットの普及により、国民の意識に変化が生じている。個人情報保護法や住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)、住民台帳閲覧制限などは、国民のプライバシー意識の高まりによるものと考えられる。しかし、これらは国家による国民の一元管理やメディアの規制など、問題点が数多く含まれる。また、プライバシーを保護することによって日常生活に生じる問題点もあり、プライバシーを保護することにより、かえって生活しづらくなる場合があるのではないか。このことについて考えていく。

[テーマの説明]

まず、個人情報とは何を指すのか、定義しておく。個人情報とは、特定個人を識別することが可能な情報のことを指し、その情報があれば誰のことかわかってしまう一切の情報の中で、その情報単体では個人の識別ができないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって個人を識別することができる情報である。個人情報の基礎として、「基本情報」と呼ばれる住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号があり、基本情報以外にも国籍、人種、本籍、勤務先、職種、地位、学歴、職歴、結婚歴、離婚歴、取引銀行、クレジットカード番号などがあげられる。中でも、個人の財産や債務の状況がわかってしまう個人信用情報や、社会的差別の原因となる人種や民族、本籍地、信教、思想、医療情報、犯罪歴などは、特に取り扱いに注意すべき情報として、「センシティブ情報」と呼ばれる。

次に、個人情報保護法、住基ネットを簡潔に要約する。個人情報保護法とは個人の権利と利益を保護するために、個人情報を扱う事業者に対して、その取り扱い方法を定めた法律で、入手した個人情報が外部に漏洩するのを防ぐ目的がある。住基ネットは国民に11桁の「住民票コード」を付け、全国で一体的に管理するシステムで、政府が進める電子政府・電子自治体構想の基盤として位置づけられる。

[問題点]

それでは実際、どのような問題が起こっているのか、具体例を挙げてみる。

例1) 交通事故に遭った男性が、別の病院に搬送された家族の安否を確認しようとしたところ、個人情報保護法を理由に断られた。

これは病院側が法律に過剰に反応したために起こったのだが、本来ならば国民のプライバシーを守ることにより生活しやすくなるはずが、この法律のせいで不自由さを被っている。例外規定として「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき」第三者への情報提供は許可される、とある。しかし、法律をきちんと把握できていなかったため、また、把握していたとしても訴訟に発展してしまったときのリスクを第一に考え、善意での情報提供ですら尻込みしてしまうという現状があり、このような問題が生じている。

例2) 個人情報保護法では、災害用の自治会の住民名簿作りなど、非営利団体の個人情報の有効利用に支障が出ている反面、勧誘電話、DM、や悪質な業者を排除することができない。

住民基本台帳は原則公開の場合、業者が営業目的で閲覧することは禁じられていない。また、経産省ガイドラインによれば、名簿業者からの名簿購入自体は禁止されているわけではない。つまり、悪質かどうかに関わらず、業者が個人情報を得るのは容易なことであるといえる。それに加えて、5000人分の個人情報を持たない事業者は保護法の適用対象外となり、その場合、個人情報の利用目的や入手先を本人に開示する義務は発生しない。そのため、個人情報の入手先開示を求めても、悪質業者が「保護法の適用外で従う義務はない」と主張してしまえば、入手先開示も、悪質な勧誘電話やDMをやめさせることも非常に困難である。

以上に挙げたものが個人情報保護法という法律によって生じる問題の代表的なものである。次に、これらの具体例から感じる問題点を挙げてみる。両方の例からまず問題に思われるのが、保護法によって本来守られるべき人が不利益を被っているということである。そして、これが何より人々に「生きづらさ」を感じさせる要因となっている。

例1では、患者、その家族共に保護法によって安否の確認すらできないという状況に陥ってしまっているが、この家族の安否の確認という行為は誰もがせずにはいられないものであり、保護法の施行前までは日常的に行なわれてきたであろう事である。また、保護法が施行されたことによって、病院側も罰則規定や訴訟などを意識しすぎてかたくなにマニュアルを遵守し、柔軟な対応ができなくなってしまった。こういったケースでは、特に患者側が生きづらさを感じているが、同時に病院側の生きづらさも大きなものであったと考えられる。

例2では、人々が悪質業者の執拗な勧誘電話やDMに対してもともと感じていた生きづらさの解消を期待した法律が、かえって生きづらさを増大させてしまったという結果につながっている。個人情報の流出に関しては、企業からの漏洩、名簿屋の存在、スキミング、また自分から漏らしてしまうという例もあり、以前から問題視されていた。人々が期待し

ていた「個人情報保護法」は、その名の通り個人情報の流出を防ぐものであるとともに、悪質業者を排除するものとしてプライバシーを守る法律であったはずである。しかし、住民基本台帳を営業目的で閲覧することが可能であったり、名簿の購入が禁止されていなかったりと、個人情報の流出は際限なく続いている。更には保護法を盾にして個人情報の利用停止などの求めに応じない業者や、上にも述べたとおり「適用外」をうまく使って情報の入手経路などを開示しない業者などが多数存在している。

このような問題に対し、個人レベルでは、インターネットで個人的に保護法反対を表明し、より大きな規模では、全国にネットワークを作り、識者呼んで集会を行なうといったように、クレーム申し立てといえる活動が行われた。その中には、国家が住民基本台帳によって国民を一元管理し、個人情報保護法によってさらに統制しようとしているのではないか、という意見も出ている。また、マスコミやメディア関係者からも、いわゆる「メディア規制法案」のひとつであり、報道の自由を脅かすものであるとして反対運動が行なわれている。「個人情報保護法案」「人権擁護法」「青少年有害社会環境対策基本法案」をメディア規制三法案として強く反対している。人権や青少年というワードを利用し、メディアの過剰取材などに嫌悪感をおぼえる国民を守るといえなくもないが、実際には国民が知らなければならない政治家のスキャンダルなども隠蔽されてしまう恐れがある。つまり国が情報統制をしているのと同じであるのでマスコミ関係者から強い非難があるのだ。

考えなければならないのは、個人情報の保護に関して最も優先されるべきものは何なのか、ということである。それはもちろん個人情報を持つその人本人であることは間違いない。しかし、現状では優先されるべき個人がないがしろにされ、個人情報を扱う国や業者ばかりが実際には優先されてしまうことになっている。例2では悪質業者が法律をかいくぐり、更に利用することで、保護されるべき側が不利益を被っていることが明確に確認できるが、例1の病院の件では、個人情報保護法があるばかりに、悪意はなくとも患者ではなく法律を優先せざるを得ない状況に追い込まれてしまったという、個人情報を扱う側も扱われる側も混乱してしまうという複雑な問題になってしまっている。このことは、非営利団体による災害用の自治会名簿作りに不利なことも含め、不平等とも言えるほどのこの法律の難しさを表している。

個人情報保護法は、結果としてプライバシーが侵害されるという問題点だけではなく、逆に匿名社会化が進むという危機感も生み出している。ネット上の掲示板で行なわれる匿名での誹謗中傷が最も顕著な例であるが、読売新聞の投書欄では、授業参観日に学校が下駄箱にある生徒の名前を隠していた、本当に守るべきものは違うのではないかと、というのが紹介されていた。匿名掲示板の事例は、自由な意見を言えるという点から見れば決して禁止しなければならないということではないように思えるが、投書の事例のようなことがもし日常的に行なわれるようなことになれば、それはプライバシーの保護が確立された社会になるといったことではなく、単に隣人のことすら何も知らない社会になってしまう

ことになるといってもいいだろう。

この投書の例は、例2の病院の件と同じく、個人情報を扱う側が個人情報保護法に過剰反応してしまった結果であり、プライバシー保護には何の問題も無いと思われることに関してまで、個人情報を扱われる側と共に緊張しなければならなくなってしまったのである。

【仮説】

以前から感じていた「生きづらさ」は、個人情報保護法が施行されたことにより、さらに大きくなってしまっているのではないか。

【結論】

個人情報保護法は個人情報を持つ本人を保護するものとして期待されたにも関わらず、実際は事業者が入手した個人情報が外部に漏洩するのを防ぐことが目的と考えられるため、決して期待されていた結果にはなっていない。むしろ、個人情報の所有者にとって不利な面のほうが大きくなり、生きづらさは増大している。プライバシーの保護というものが前面に押し出されており、国民が中身をきちんと理解できていないのも事実であるが、国民の考える「プライバシー保護」と国家が考える「プライバシー保護」にずれが生じている。このずれが埋まらなければ、プライバシー保護に関連した法案ができて、国民のプライバシーに関する「生きづらさ」が解消されていくことはない。